

# 鳥取県公報

平成 25 年 3 月 26 日 (火) 号外第27号

毎週火・金曜日発行

		目	次	
$\Diamond$	教委規則	鳥取県立学校管理規則の一部を改正する鳥取県立高等学校学則の一部を改正する	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• • • • 16 • • • • 18
$\Diamond$	教委訓令	鳥取県育英奨学資金貸与規則の一部をお 教育委員会事務部局職員の任免発令規利 鳥取県教育委員会事務処理権限規程の一	星の一部を改正する訓令 (1) (教育総務	・・・・20 活課)・・23 ・・・29

# 教育委員会規則

平成25年4月の組織改正等に伴う関係教育委員会規則の整備に関する規則をここに公布する。

平成25年3月26日

鳥取県教育委員会委員長 中 鳥 人 諒

## 鳥取県教育委員会規則第1号

平成25年4月の組織改正等に伴う関係教育委員会規則の整備に関する規則

(鳥取県教育委員会事務局等組織規則の一部改正)

第1条 鳥取県教育委員会事務局等組織規則(昭和39年鳥取県教育委員会規則第5号)の一部を次のように改正

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正す

改正後 改正前

(機関の分類)

第2条 略

- 方機関以外のものをいう。
- ち、管轄区域の定めのあるものをいう。
- 5~7 略

(本庁及び課内室並びに本庁機関の内部組織の設置) 第3条 本庁として別表第1の第1項から第5項ま|第3条 本庁として別表第1の第1項から第4項ま で、第7項、第8項、第10項、第11項及び第13項 の左欄に掲げる課を置き、本庁の各課にそれぞれ 同表のこれらの項の右欄に掲げる課内室を置く。

2 鳥取県教育センターの管理運営に関する規則 2 鳥取県教育センターの管理運営に関する規則(昭 (昭和48年鳥取県教育委員会規則第4号。以下 「教育センター規則」という。) 第3条第1項、 鳥取県立図書館管理規則(平成2年鳥取県教育委 員会規則第2号。以下「図書館規則」という。) 第2条第1項又は鳥取県立博物館の管理運営に関 する規則(昭和47年鳥取県教育委員会規則第7 号。以下「博物館規則」という。) 第2条第1項 の規定により各本庁機関に設置された内部組織 は、それぞれ別表第1の第6項、第9項及び第12 項の右欄に掲げるとおりである。

(本庁及び本庁機関の分掌事務)

(機関の分類)

第2条 略

- 3 本庁とは、教育委員会事務局の内部組織のうち地 3 本庁とは、教育委員会事務局の内部組織のうち教 育長の直近下位に設けられる課をいう。
- 4 地方機関とは、教育委員会事務局の内部組織のう 4 地方機関とは、教育委員会事務局の内部組織のう ち、本庁以外のものをいう。

5~7 略

(本庁及び課内室並びに本庁機関の内部組織の設置) で、第6項、第7項、第9項、第10項及び第12項の 左欄に掲げる課を置き、本庁の各課にそれぞれ同表 のこれらの項の右欄に掲げる課内室を置く。

和48年鳥取県教育委員会規則第4号。以下「教育 センター規則」という。)第3条第1項、鳥取県立 図書館管理規則(平成2年鳥取県教育委員会規則 第2号。以下「図書館規則」という。) 第2条第1 項又は鳥取県立博物館の管理運営に関する規則(昭 和47年鳥取県教育委員会規則第7号。以下「博物 館規則」という。) 第2条第1項の規定により別表 第1の第5項、第8項及び第11項の左欄に掲げる本 庁機関に設置された内部組織は、それぞれ同表のこ れらの項の右欄に掲げるとおりである。

(本庁及び本庁機関の分掌事務)

第4条 本庁においては、次の事務をつかさどる。 | 第4条 本庁においては、次の事務をつかさどる。

教育総務課~特別支援教育課 略

いじめ・不登校総合対策センター

- (1) いじめ・不登校対策の総括及び企画立案に 関すること。
- (2) いじめ・不登校についての相談に関するこ
- (3) いじめ・不登校対策を行う学校に対する支 援に関すること。
- (4) いじめ・不登校についての研修に関するこ

高等学校課~スポーツ健康教育課 略

- ーにおいてつかさどることとされた事務は、次のと おりである。
- $(1)\sim(3)$  略
- (4) 児童等の発達の特徴を把握するための検査 に関すること。
- $(5)\sim(7)$  略
- 3 略

(課長会議)

第6条 略

2 課長会議は、教育次長、次長及び本庁組織の長を 2 課長会議は、本庁組織の長をもって構成し、教育 もって構成し、教育長がこれを主宰する。

(職制)

- 2 特に必要があると認めるときは、事務局に理事 2 特に必要があると認めるときは、事務局に理事 参事又は課長補佐を、小中学校課に義務教育主査 を、高等学校課に高校教育主査を、家庭・地域教 育課に社会教育主査を、人権教育課及びスポーツ を置くことができる。
- (1) 課又は課内室の長 上司の命を受け、課又は 課内室の事務を掌理する。

(2) 略

教育総務課~特別支援教育課 略

高等学校課~スポーツ健康教育課 略

- 2 教育センター規則第2条の規定により教育センタ 2 教育センター規則第2条の規定により教育センタ ーにおいてつかさどることとされた事務は、次のと おりである。
  - $(1)\sim(3)$  略
  - (4) 特別支援教育についての児童等の身体障害及 び知的障害の検査に関すること。
  - $(5)\sim(7)$  略
  - 3 略

(課長会議)

第6条 略

長がこれを主宰する。

(職制)

- 第7条 <u>本庁の各課及び</u>課内室に、それぞれその長を 第7条 <u>課等、本庁の</u>課内室<u>及び本庁機関の内部組織</u> に、それぞれその長を置く。
  - 監、教育次長、次長又は参事監を、本庁の各課に│ 監、教育次長、次長又は参事監を、課等に参事、課 長補佐、主幹又は副主幹を、小中学校課に義務教育 主査を、高等学校課に高校教育主査を、家庭・地域 教育課に社会教育主査を、人権教育課及びスポーツ 健康教育課に指導主査を、文化財課に文化財主査 健康教育課に指導主査を、文化財課に文化財主査を 置くことができる。
- 第8条 前条に掲げる職の職務は、次に掲げるとおり 第8条 前条に掲げる職の職務は、次に掲げるとおり とする。
  - (1) 課等の長 上司の命を受け、課等の事務を掌 理する。
  - (2) 係長 上司の命を受け、その係に属する事務 を処理する。

(3) 略

(3) 理事監、参事監及び参事 上司の命を受け、 (4) 理事監、参事監、参事及び室長 上司の命を

重要事項の企画に参画する。

- (4) 課長補佐 課又は課内室の長を助けて、課又 <u>は課内室</u>の事務に従事し、<u>これらの者</u>に事故があ る場合は、その職務を代行する。
- <u>(5)</u> 略
- (6) 略
- (7) 略
- (8) 略
- (9) 略
- 第9条 教育センター、図書館及び博物館に係る職制 第9条 前2条の規定にかかわらず、教育センター、 の定めるところによる。

(教育局の設置)

第13条 地方機関として東部教育局、中部教育局及び 第13条 次の表の左欄に掲げる教育局に、その事務 西部教育局を置く。

(教育局の職制及び職務)

第16条 教育局に局長を置く。

- 2 特に必要があると認めるときは、教育局に次長を 2 特に必要があると認めるときは、教育局に次 置くことができる。
- 3 略

4 略

別表第1 (第3条関係)

<b>为以为1</b> (为5本因外)			
略			
5 いじめ・不登校			
総合対策センター			
<u>6</u> 教育センター	総務課、研修企画課、教育		
	相談課		
<u>7</u> 高等学校課	高校教育企画室、英語教育		
	推進室		
<u>8</u> 略			

受け、重要事項の企画に参画する。

- (5) 課長補佐及び主幹 課等の長又は室長を助け て、課等の事務に従事し、課等の長又は室長に事 故がある場合は、その職務を代行する。
- (6) 副主幹 上司の命を受け、課等の事務を処理 する。
- (7) 略
- (8) 略
- (9) 略
- (10) 略
- (11) 略
- は、教育センター規則、図書館規則及び博物館規則 図書館及び博物館に係る職制は、教育センター規 則、図書館規則及び博物館規則の定めるところによ る。

(教育局の設置)

を分掌させるため、それぞれ同表の右欄に掲げる 係及び担当を置く。

東部教育局	学事係、	学校教育係、	社会教育担当
中部教育局	学事係、	学校教育係、	社会教育担当
西部教育局	学事係、	学校教育係、	社会教育担当

(教育局の職制及び職務)

第16条 教育局に局長を、同じく係に係長を置く。

- 長、主幹又は副主幹を置くことができる。
- 4 係長は、上司の命を受け、その係に属する事務を 処理する。
- 6 主幹及び副主幹は、上司の命を受け、局務を処 理する。

別表第1(第3条関係)

略				
<u>5</u>	教育センター	教育センター規則第3条第 1項に定める課及び室並び に係		
6	高等学校課	高校教育企画室		
7	略			

9	図書館	総務課、情報相談課、郷土	-	8	図書館	図書館規則第2条第1項に
		資料課、郷土資料課環日本				定める課、室、係及び担当
		海交流室、支援協力課、資				
		料課				
<u>10</u>	略			9	略	
<u>11</u>	略		1	10	略	
<u>12</u>	博物館	総務課、学芸課、美術振興		11	博物館	博物館規則第2条第1項に
		課				定める課、係及び担当
13	略			12	略	

(教育委員会事務局の職員の職の設置等に関する規則の一部改正)

第2条 教育委員会事務局の職員の職の設置等に関する規則(昭和44年鳥取県教育委員会規則第9号)の一部を 次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
別表(第3条関係)	別表(第3条関係)
1 事務職員又は技術職員をもって充てる職	1 事務職員又は技術職員をもって充てる職
理事監・次長・参事監・課長・室長・参事・課	理事監・次長・参事監・課長・室長・参事・課
長補佐・係長	長補佐 <u>・室長補佐・主幹</u> ・係長 <u>・副主幹</u>
2 事務職員をもって充てる職	2 事務職員をもって充てる職
教育次長・ <u>局長・センター長</u> ・義務教育主査・	教育次長・ <u>所長</u> ・義務教育主査・高校教育主査
高校教育主査・社会教育主査・指導主査・文化財	・社会教育主査・指導主査・文化財主査・主事・
主査・主事・指導主事・管理主事・社会教育主事	指導主事・管理主事・社会教育主事・文化財主事
・文化財主事・健康管理主事	・健康管理主事
3 技術職員をもって充てる職	3 技術職員をもって充てる職
建築技師・機械技師・電気技師・教育相談員	建築技師・機械技師・電気技師 <u>・栄養士</u> ・教育
	相談員

(鳥取県教育センターの管理運営に関する規則の一部改正)

第3条 鳥取県教育センターの管理運営に関する規則(昭和48年鳥取県教育委員会規則第4号)の一部を次のよ うに改正する。

改正後	改正前
(所掌事務)	(所掌事務)
第2条 教育センターにおいては、次に掲げる事務を	第2条 教育センターにおいては、次に掲げる事務を
行う。	行う。
<ul><li>(1)~(3) 略</li><li>(4) <u>児童等の発達の特徴を把握するため</u>の検査に 関すること。</li></ul>	<ul><li>(1)~(3) 略</li><li>(4) 特別支援教育についての児童等の身体障害及び知的障害の検査に関すること。</li></ul>
(5)~(7) 略	(5)~(7) 略
(内部組織及び分掌事務)	(内部組織及び分掌事務)

第3条 教育センターに、総務課、研修企画課及び教|第3条 教育センターに、次の表の左欄に掲げる課及 育相談課を置く。

2 各課の分掌事務は、次のとおりとする。

#### 総務課 略

#### 研修企画課

- (1) 幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別 支援学校の教育についての研修に関すること。
- についての研究調査に関すること(教育相談及び 特別支援教育に関するものを除く。)。
- (3) 鳥取県教育情報通信ネットワークの運用等に 関すること。
- (4) 学校教育活動についての支援に関すること。
- (5) 幼稚園、小学校、中学校及び高等学校の教育 についての資料の整備及び提供に関すること(教 育相談及び特別支援教育に関するものを除 <.).

## 教育相談課

- (1) (2) 略
- (3) 幼児、児童及び生徒の発達の特徴を把握する ための検査に関すること。
- (4) 教育相談及び特別支援教育についての資料の 整備及び提供に関すること。

び室を置き、課の事務を分掌させるため、それぞれ 同表の右欄に掲げる係を置く。

総務課	
研修企画課	教科教育係 教職教育係
教育相談課	
情報教育課	
学校教育支援室	

2 各課の分掌事務は、次のとおりとする。

#### 総務課 略

#### 研修企画課

- (1) 幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別 支援学校の教育(情報教育を除く。) についての 研修に関すること。
- (2) 幼稚園、小学校、中学校及び高等学校の教育 (2) 幼稚園、小学校、中学校及び高等学校の教育 についての研究調査に関すること(教育相談、特 別支援教育及び情報教育に関するものを除 < , ) ,

(3) 幼稚園、小学校、中学校及び高等学校の教育 に関する資料の整備及び提供に関すること(教育 相談、特別支援教育及び情報教育に関するものを 除く。)。

#### 教育相談課

- (1) (2) 略
- (3) 特別支援教育についての幼児、児童及び生徒 の身体障害及び知的障害の検査に関すること。
- (4) 教育相談及び特別支援教育に関する資料の整 備

#### 情報教育課

- (1) 情報教育についての研修及び研究調査に関す ること。
- (2) 鳥取県教育情報通信ネットワークの運用等に 関すること。
- (3) 情報教育に関する資料の整備及び提供に関す ること。

#### 学校教育支援室

- (1) 学校活動及び教育活動に対する支援に関する
- (2) 学校教育の支援に関する資料の整備及び提供 に関すること。

#### (職制)

第4条 教育センターに所長を、課に課長を置く。

2 所長又は課長の職務を補佐し、これらの者に事故 2 所長の職務を補佐させ、及び所長に事故がある場 があるときにその職務を代行させるため、必要があ ると認めるときは、教育センターに副所長を、課に 課長補佐を置くことができる。

#### 別表 (第6条関係)

所長、副所長、課長、課長補佐、係長、主事、指 導主事及び研修主事

#### (職制)

- 第4条 教育センターに所長を、課、室及び係にそれ ぞれその長を置く。
- 合はその職務を代行させるため必要があると認める ときは、教育センターに次長を置くことができる。

#### 別表(第6条関係)

所長、次長、課長、室長、主幹、係長、副主幹、 主事、指導主事及び研修主事

(鳥取県立図書館管理規則の一部改正)

第4条 鳥取県立図書館管理規則(平成2年鳥取県教育委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

#### 改正後 改正前

#### (内部組織及び分掌事務)

第2条 図書館に、次の表の左欄に掲げる課を置き、 課の事務を分掌させるため、当該右欄に掲げる課内 室を置く。

総務課	
情報相談課	
郷土資料課	環日本海交流室
支援協力課	
資料課	

## (課内室の分掌事務)

報告しなければならない。これを変更したときも、 同様とする。

#### (職制)

- の長を置く。
- 2 館長又は課の長の職務を補佐し、これらの者に事 2 前項の長の職務を補佐させ、及び長に事故がある ると認めるときは、図書館に副館長を、課に課長補 佐を置くことができる。

## 別表 (第6条関係)

1 事務職員又は技術職員をもって充てる職

#### (内部組織及び分掌事務)

第2条 図書館に、次の表の左欄に掲げる課を置き、 課の事務を分掌させるため、それぞれ当該右欄に掲 げる係、室及び担当(以下「係等」という。)を置 く。

総務課	総務係
情報相談課	図書係 相談係 児童図書係
郷土資料課	情報発信担当 環日本海交流室
支援協力課	学校・市町村担当 くらし・産
	業支援担当
資料課	収書・整理係

## (係等の分掌事務)

第3条 課内室の分掌事務は、館長が定め、教育長に 第3条 係等の分掌事務は、館長が定め、教育長に報 告しなければならない。これを変更したときも、同 様とする。

## (職制)

- 第4条 図書館に館長を、課及び<u>課内室</u>にそれぞれそ 第4条 図書館に館長を、課及び係等(担当を除く。) にそれぞれその長を置く。
  - 故があるときにその職務を代行させるため必要があ │ 場合はその職務を代行させるため必要があると認め るときは、図書館に副館長を、課に課長補佐を置く ことができる。

## 別表 (第6条関係)

1 事務職員又は技術職員をもって充てる職

館長・副館長・課長・宝長・課長補佐・係長

2 · 3 略

館長・副館長・課長・課長補佐・主幹・係長・副 主幹

2 • 3 略

(鳥取県立博物館の管理運営に関する規則の一部改正)

第5条 鳥取県立博物館の管理運営に関する規則(昭和47年鳥取県教育委員会規則第7号)の一部を次のように 改正する。

3/E / 08	
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の	)欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正す
<u> </u> ప్ర	
改正後	改正前
(内部組織及び分掌事務)	(内部組織及び分掌事務)
第2条 博物館に、総務課、学芸課及び美術振興課を	第2条 博物館に、次の表の左欄に掲げる課を置き、
置く。	課の事務を分掌させるため、それぞれ同表の右欄に
	掲げる係及び担当(以下「係等」という。 <u>)</u> を置く。
	総務課 総務係・設備担当
	学芸課 自然担当・山陰海岸学習館担当
	・人文担当・普及担当
	美術振興課 調査担当・美術担当
2 各課の分掌事務は、次のとおりとする。	2 各課の分掌事務は、次のとおりとする。
総務課 略	総務課 略
学芸課	学芸課
(1)~(5) 略	(1)~(5) 略
	(6) 遠山正瑛資料室に係る資料の保管及び調査研
	究並びに利用の普及に関すること。
<u>(6)</u> 略	<u>(7)</u> 略
美術振興課 略	美術振興課 略
	   (係等の分掌事務)
	第3条 係等の分掌事務は、館長が定め、教育長に報
	 告しなければならない。これを変更したときも、同
	様とする。
/ 磁 纠 )	/ 磁 纠 )

(職制)

第3条 博物館に館長を、課に課長を置く。

2 <u>館長又は課長の職務を補佐し、これらの者</u>に事故 2 <u>前項の長</u>の職務を<u>補佐させ、及び長</u>に事故がある を置くことができる。

(職員の種類)

第4条 略

(職員の職)

(職制)

- 第4条 博物館に館長を、課及び係にそれぞれその長 を置く。
- があるときにその職務を代行させるため必要がある 場合はその職務を代行させるため必要があると認め と認めるときは、博物館に副館長を、課に課長補佐 るときは、博物館に副館長を、課に課長補佐を置く ことができる。

(職員の種類)

第5条 略

(職員の職)

第5条	
(職員∂	)分担事務)
第6条	略

(利用の申込み等)

<u>第7条</u> 略

(許可申請) 第8条 略

(使用料の減免)

第9条 略

(委任)

第10条 略

別表 (第6条関係)

- 1 事務職員又は技術職員をもって充てる職 館長・副館長・課長・課長補佐・係長
- 2 事務職員をもって充てる職 主事
- 3 略

様式第1号(第7条関係)略

様式第2号(第7条関係) 略

様式第3号(第7条関係) 略

様式第4号(第8条関係) 略

様式第5号(第8条関係) 略

様式第6号(第9条関係) 略

第6条 略

(職員の分担事務)

第7条 略

(利用の申込み等)

第8条 略

(許可申請)

第9条 略

(使用料の減免)

第10条 略

(委任)

第11条 略

別表 (第6条関係)

- 1 事務職員又は技術職員をもって充てる職 館長・副館長・課長・課長補佐・主幹・係長・ 副主幹
- 2 事務職員をもって充てる職 主事・現業主事
- 3 略

様式第1号(第8条関係)

様式第2号(<u>第8条</u>関係) 略

様式第3号(<u>第8条</u>関係) 略

様式第4号(第9条関係)

様式第5号(第9条関係)

様式第6号(第10条関係)

(鳥取県埋蔵文化財センターの管理運営に関する規則の一部改正)

第6条 鳥取県埋蔵文化財センターの管理運営に関する規則(昭和57年鳥取県教育委員会規則第2号)の一部を 次のように改正する。

改正後	改正前						
(内部組織及び分掌事務)	(内部組織及び分掌事務)						
第3条 埋蔵文化財センターに、発掘事業室を置く。	第3条 埋蔵文化財センターに、総務係、企画研究						

2 室の分掌事務は、所長が定める。

育長に報告しなければならない。

係、青谷上寺地遺跡調査係及び発掘事業室を置く。

- 2 発掘事業室の事務を分掌させるため、同室に次に 掲げる係及び担当(以下「係等」という。)を置く。
  - (1) 調整係
  - (2) 調査担当
- 3 室及び係等の分掌事務は、所長が定める。
- 3 所長は、室の分掌事務を定めたときは、これを教 4 所長は、室 $\Delta$ び係等の分掌事務を定めたときは、 これを教育長に報告しなければならない。

(職制)

第4条 埋蔵文化財センターに所長を、室に室長を置 第4条 埋蔵文化財センターに所長を、室に室長を<u>、</u>

2 略

(職員の種類及び職)

第5条 略

2 埋蔵文化財センターの職員の職は、所長、次長、2 埋蔵文化財センターの職員の職は、所長、次長、 る。

(職制)

係に係長を置く。

2 略

(職員の種類及び職)

第5条 略

室長、課長補佐、係長、文化財主事及び主事とす 室長、主幹、係長、副主幹、文化財主事及び主事と する。

(鳥取県立むきばんだ史跡公園の管理運営に関する規則の一部改正)

第7条 鳥取県立むきばんだ史跡公園の管理運営に関する規則(平成22年鳥取県教育委員会規則第2号)の一部 を次のように改正する。

改 正 後	改正前
	(内部組織及び分掌事務) 第3条 史跡公園に、総務係及び調査整備係を置く。 2 係の事務分掌は、所長が定め、教育長に報告しなければならない。これを変更したときも同様とする。
(職制) 第3条 史跡公園に所長を置く。 2 略	(職制) <u>第4条</u> 史跡公園に所長 <u>を、係に係長</u> を置く。 2 略
(職員の種類及び職) 第4条 略 2 史跡公園の職員の職は、所長、次長、係長、文化 財主事及び主事とする。	<ul><li>(職員の種類及び職)</li><li>第5条 略</li><li>2 史跡公園の職員の職は、所長、次長、主幹、係長、副主幹、文化財主事及び主事とする。</li></ul>
(職員の事務分担) <u>第5条</u> 略	(職員の事務分担) <u>第6条</u> 略
(利用の申込み等)	(利用の申込み等)

第6条 略	<u>第7条</u> 略
(行為の許可の申請)	(行為の許可の申請)
<u>第7条</u> 略	<u>第8条</u> 略
(許可の取消し)	(許可の取消し)
<u>第8条</u> 略	<u>第9条</u> 略
(使用料の減免)	(使用料の減免)
<u>第9条</u> 略	<u>第10条</u> 略
(施設設備の損傷等の届出)	(施設設備の損傷等の届出)
第10条 略	第11条 略
(委任)	(委任)
<u>第11条</u> 略	<u>第12条</u> 略
様式第1号( <u>第6条</u> 関係) 略	様式第 1 号( <u>第 7 条</u> 関係) 略
様式第2号( <u>第7条</u> 関係) 略	様式第2号( <u>第8条</u> 関係) 略
様式第3号( <u>第7条</u> 関係) 略	様式第3号( <u>第8条</u> 関係) 略
様式第4号( <u>第9条</u> 関係) 略	様式第 4 号( <u>第10条</u> 関係) 略

(鳥取県立大山青年の家の管理運営に関する規則の一部改正)

第8条 鳥取県立大山青年の家の管理運営に関する規則(昭和52年鳥取県教育委員会規則第3号)の一部を次の ように改正する。

改 正 後	改 正 前					
	(内部組織及び分掌事務) 第3条 青年の家に、庶務係及び指導係を置く。 2 係の分掌事務は、所長が定める。 3 所長は、係の分掌事務を定めたときは、これを教育長に報告しなければならない。					
<ul><li>(職制)</li><li>第3条 青年の家に所長を置く。</li><li>2 略</li></ul>	<ul><li>(職制)</li><li>第4条 青年の家に所長を、係に係長を置く。</li><li>2 略</li></ul>					
(職員の種類及び職) 第4条 略 2 青年の家の職員の職は、所長、次長、係長 <u>、指導</u> 主事、専門指導員及び主事とする。	(職員の種類及び職) 第5条 略 2 青年の家の職員の職は、所長、次長、係長、専門 指導員及び主事とする。					

(職員の分担事務)	(職員の分担事務)
<u>第 5 条</u> 略	<u>第6条</u> 略
(休所日)	(休所日)
<u>第6条</u> 略	<u>第7条</u> 略
(利用の申込み等)	(利用の申込み等)
<u>第7条</u> 略	<u>第8条</u> 略
(行為の制限)	(行為の制限)
<u>第8条</u> 略	<u>第9条</u> 略
(監督)	(監督)
<u>第9条</u> 略	<u>第10条</u> 略
(利用の許可の取消し)	(利用の許可の取消し)
<u>第10条</u> 略	<u>第11条</u> 略
(事故の発生の届出)	(事故の発生の届出)
<u>第11条</u> 略	<u>第12条</u> 略
(使用料の減免)	(使用料の減免)
<u>第12条</u> 略	<u>第13条</u> 略
(委任)	(委任)
<u>第13条</u> 略	<u>第14条</u> 略
様式第 1 号( <u>第 7 条</u> 関係) 略	様式第 1 号( <u>第 8 条</u> 関係) 略
様式第 2 号( <u>第 7 条</u> 関係) 略	様式第 2 号( <u>第 8 条</u> 関係) 略
様式第 3 号( <u>第12条</u> 関係) 略	様式第 3 号( <u>第13条</u> 関係) 略

(鳥取県立船上山少年自然の家の管理運営に関する規則の一部改正)

第9条 鳥取県立船上山少年自然の家の管理運営に関する規則(昭和52年鳥取県教育委員会規則第4号)の一部 を次のように改正する。

改 正 後	改正前
	(内部組織及び分掌事務)
	第3条 少年自然の家に、庶務係及び指導係を置く。
	2 係の分掌事務は、所長が定める。
	3 所長は、係の分掌事務を定めたときは、これを教
	<u>育長に報告しなければならない。</u>

(職制)

第3条 少年自然の家に所長を置く。

2 略

(職員の種類及び職)

<u>第4条</u> 略

2 少年自然の家の職員の職は、所長、次長、係長、

指導主事、専門指導員及び主事とする。

(職員の分担事務)

<u>第5条</u> 略

(休所日) 第6条 略

(利用の申込み等)

第7条 略

(行為の制限) 第8条 略

(監督)

第9条 略

(利用の許可の取消し)

第10条 略

(事故の発生の届出)

第11条 略

(使用料の減免)

第12条 略

(委任)

第13条 略

様式第1号(第7条関係) 略

様式第2号(第7条関係)

様式第3号(第12条関係) 略

(職制)

第4条 少年自然の家に所長を、係に係長を置く。

2 略

(職員の種類及び職)

第5条 略

2 少年自然の家の職員の職は、所長、次長、係長、

専門指導員及び主事とする。

(職員の分担事務)

第6条 略

(休所日) 第7条 略

(利用の申込み等) 第8条 略

(行為の制限)

第9条 略

(監督)

第10条 略

(利用の許可の取消し)

第11条 略

(事故の発生の届出)

第12条 略

(使用料の減免)

第13条 略

(委任)

第14条 略

様式第1号(第8条関係)

様式第2号(第8条関係) 略

様式第3号(第13条関係)

附則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。
- (日本の国籍を有しない者を任用することができない職の範囲を定める規則の一部改正)
- 2 日本の国籍を有しない者を任用することができない職の範囲を定める規則(平成12年鳥取県教育委員会規則 第5号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

#### 改正後

(公の意思の形成への参画に携わる職)

第3条 公の意思の形成への参画に携わる職は、次|第3条 公の意思の形成への参画に携わる職は、次 に掲げる職とする。

#### (1) 略

(2) 鳥取県教育委員会事務局等組織規則(昭和 39年鳥取県教育委員会規則第5号)第7条の規 定により置かれる課の長、理事監、教育次長、 次長及び参事監並びに同規則第16条第1項の規 定により置かれる局長

#### (3) • (4) 略

- (5) 鳥取県立大山青年の家の管理運営に関する 規則(昭和52年鳥取県教育委員会規則第3号) 第3条第1項の規定により置かれる所長
- (6) 鳥取県立船上山少年自然の家の管理運営に 関する規則(昭和52年鳥取県教育委員会規則第 4号)第3条第1項の規定により置かれる所長
- (7) 略
- (8) 鳥取県立博物館の管理運営に関する規則 (昭和47年鳥取県教育委員会規則第7号)第3 条第1項の規定により置かれる館長
- (9) 略
- (10) 鳥取県立むきばんだ史跡公園の管理運営に 関する規則(平成22年鳥取県教育委員会規則第 2号)第3条第1項の規定により置かれる所長

#### (11) 略

改正前

(公の意思の形成への参画に携わる職)

に掲げる職とする。

#### (1) 略

(2) 鳥取県教育委員会事務局等組織規則(昭和 39年鳥取県教育委員会規則第5号) 第7条の規 定により置かれる課等の長、理事監、教育次長、 次長及び参事監並びに同規則第16条第1項の規定 により置かれる局長

#### (3) • (4) 略

- (5) 鳥取県立大山青年の家の管理運営に関する 規則(昭和52年鳥取県教育委員会規則第3号) 第4条第1項の規定により置かれる所長
- (6) 鳥取県立船上山少年自然の家の管理運営に 関する規則(昭和52年鳥取県教育委員会規則第 4号)第4条第1項の規定により置かれる所長 (7) 略
- (8) 鳥取県立博物館の管理運営に関する規則 (昭和47年鳥取県教育委員会規則第7号)第4 条第1項の規定により置かれる館長

## (9) 略

(10) 鳥取県立むきばんだ史跡公園の管理運営に 関する規則(平成22年鳥取県教育委員会規則第 2号)第4条第1項の規定により置かれる所長

(11) 略

鳥取県県立高等学校授業料等減免規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年3月26日

鳥取県教育委員会委員長 中 島 諒 人

## 鳥取県教育委員会規則第2号

鳥取県県立高等学校授業料等減免規則の一部を改正する規則

第1条 鳥取県県立高等学校授業料等減免規則(昭和26年鳥取県教育委員会規則第3号)の一部を次のように改 正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

以上发	以上則
( <u>減免の基準</u> )	( <u>減免の範囲</u> )
第3条 学校長は、県立学校の授業料等及び社会教育	第3条 授業料、入学科及び入学選抜手数料の減免の
施設の使用料の減免に関する規則(昭和52年鳥取県	<u>範囲</u> は、県立学校の授業料等及び社会教育施設の使
規則第15号。以下「知事規則」という。)第2条の	用料の減免に関する規則(昭和52年鳥取県規則第15
表に規定する減免事由に <u>該当すると認めるときは、</u>	号。以下「知事規則」という。)第2条の表に規定
授業料、入学料及び入学選抜手数料を減免すること	する減免事由に <u>応じて、別表に定めるとおりとす</u>
<u>ができる</u> 。	<u> </u>

第2条 鳥取県県立高等学校授業料等減免規則の一部を次のように改正する。

別表を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

鳥取県立学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年3月26日

鳥取県教育委員会委員長 中 島 諒 人

## 鳥取県教育委員会規則第3号

鳥取県立学校管理規則の一部を改正する規則

鳥取県立学校管理規則(昭和51年鳥取県教育委員会規則第9号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後	改正前					
2 略 3 校長は、第1項第3号及び第5号の規定にかかわ らず、高等学校の定時制の課程の休業日について	(休業日) 第7条 略 2 略 3 校長は、第1項第3号及び第5号の規定にかかわらず、高等学校の定時制の課程 <u>又は専攻科</u> の休業日については、教育長の承認を受けて、別に定めることができる。 4・5 略					
別表 (第3条関係)       1 高等学校       名 称     課程名     学科名     修業年限 収益定員 所在地       略       B     B       鳥取湖域高等学校     全日制課程       B     下       B     B       家庭学科人間環境科 3 年 114人       B	別表 (第 3 条関係)       1 高等学校       名 称 課程名 学 科 名 修樂採課 収容定員 所在地略       略       島取謝獲高等学校全日制課程       家 庭 学 科 人間環境科 3 年 152人					
略	・     普通学科普通科3年800人     略       ・     上面談話学科 国際英語科3年40人     四級英語科3年40人       ・     班数学科理数科3年40人					
全日制課程 普 通 学 科 普 通 科 3 年 <u>600人</u> 略 略 略 略 略 略 略 略 略 略 略 略 略 略 略 略 略 略 略	全日制課程     普通学科     普通学科     普通科     3年     640人     略       専攻     科     1年     70人       略           生物生産科       3年       38人       略					
<b>自吉農業高等学校</b> 全日制課程 農業学科	園 芸 科 3 年 38人 環境科学科 3 年 38人 環境土木科 3 年 38人 生物 科 3 年 76人 食 品 科 3 年 76人					
T 業 学 科 機 械 科 3 年 114人 電 気 科 3 年 114人 電 気 科 3 年 114人 等学校   情 報 学 科 情 報 科 3 年 114人	横帆・ステム科 3 年 38人 略 電応・ステム科 3 年 38人 略 電応・ステム科 3 年 38人 権 検 検 科 3 年 76人 電 気 科 3 年 76人 略 第学校   略					
路     全日制課程     普通学科     普通科     3年     960人     略	路     全日制課程     普通学科     普通科     3年     960人     略       ************************************					

略							略各						
境高等学校	全日制課程	普通学科	普 通 科	3 年	600人	略	境高等学校	全日制課程	普通学科	普通科	3 年	640人	略
			海 洋 科	3 年	114人	略				海洋科	3 年	114人	略
		水産学科							水産学科	食品科	3 年	38人	J
			能·ビネ科	3 年	114人					能·比冰季	3 年	76人	
境港総合技術高 全日制課	全日制課程	工業学科	略				境港総合技術高 全日制課程	工業学科	略				
等学校		1. 来于村	電気電子科	3 年	114人		等学校		工来子杆	電気電子科	3 年	114人	1
									商業学科	ビジネス科	3 年	38人	J
		略							略				
略							略						
2 略							2 略						

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

鳥取県立高等学校学則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年3月26日

鳥取県教育委員会委員長 中 島 諒 人

## 鳥取県教育委員会規則第4号

鳥取県立高等学校学則の一部を改正する規則

第1条 鳥取県立高等学校学則(昭和51年鳥取県教育委員会規則第10号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正す る。

改 正 後	改 正 前
(休業日) 第5条 略 2 略 3 定時制の課程の休業日については、第1項第3号 及び第5号の規定にかかわらず、校長が別に定める ところによる。 4 略	(休業日) 第5条 略 2 略 3 定時制の課程 <u>又は専攻科</u> の休業日については、第 1項第3号及び第5号の規定にかかわらず、校長が 別に定めるところによる。 4 略
徒に対して、卒業証書( <u>様式第2号</u> )を授与しなければならない。 (証明書の交付)	<ul> <li>証書(様式第2号)を授与しなければならない。</li> <li>(証明書の交付)</li> <li>第11条 校長は、必要があると認めたときは、単位修得証明書、学習成績証明書、在学証明書、卒業証明書、修了証明書その他の証明書を交付することがで</li> </ul>
<ul> <li>第14条 略</li> <li>2 全日制又は定時制の課程の第1学年への入学の許可を受けようとする者は、入学許可願(<u>様式第2号の2</u>)を校長に提出しなければならない。</li> <li>3・4 略</li> </ul>	<ul> <li>第14条 略</li> <li>2 全日制又は定時制の課程の第1学年への入学の許可を受けようとする者は、入学許可願(<u>様式第3号の2</u>)を校長に提出しなければならない。</li> <li>3・4 略</li> </ul>
第15条 <u>削除</u> 52条 鳥取県立高等学校学則の一部を次のように改正	(専攻科への入学) 第15条 前2条の規定は、専攻科への入学について準 用する。

様式第2号を削り、様式第1号の4を様式第2号とする。

附則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

鳥取県育英奨学資金貸与規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年3月26日

鳥取県教育委員会委員長 中 島 諒 人

## 鳥取県教育委員会規則第5号

鳥取県教育委員会規則第5号							
鳥取県育英奨学資金貸与規則の一部を改正する規則							
鳥取県育英奨学資金貸与規則(昭和35年鳥取県教育委	員会規則第5号)の一部を次のように改正する。						
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄							
改 正 後	改正前						
(奨学資金の返還猶予)	(奨学資金の返還猶予)						
第12条 教育委員会は、奨学生であった者が次の各号	第12条 奨学生であった者が、進学、災害、傷病、失						
<u>のいずれかに該当するとき</u> は、相当の期間、 <u>奨学資</u>	業その他特別の理由により奨学資金の返還が困難に						
<u>金の</u> 返還を猶予することができる。	なった場合は、相当の期間、 <u>その</u> 返還を猶予するこ						
	とができる。						
(1) 高等学校等又は大学等を卒業後、教育長が定							
める他の学校又は課程に進学し、在学中であると							
<u>き。</u>							
(2) 高等学校等又は大学等を卒業後、就職するこ							
とができないとき。_							
(3) 生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定							
による生活保護を受け、又はこれと同等の状況に							
<u>あるとき。</u>							
(4) 妊娠、出産又は育児を理由として休業し、又							
は退職したとき。							
(5) 前各号に掲げる場合のほか、災害、傷病、失							
業その他やむを得ない理由により、奨学資金の返							
還が困難となったとき。							
2 返還猶予を受けようとする者は、鳥取県育英奨学	2 返還猶予を受けようとするときは、連帯保証人及						
資金返還猶予申請書(別記様式第9号)を教育委員	び保証人と連署のうえ鳥取県育英奨学資金返還猶予						
会に提出しなければならない。	申請書(別記様式第9号)を教育委員会に提出しな						
	ければならない。						
3 略	3 略						
(奨学資金の返還免除)	(奨学資金の返還免除)						
第13条 略	第13条 略						
2 返還免除を受けようとする者は、鳥取県育英奨学	2 返還免除を受けようとする <u>とき</u> は、 <u>連帯保証人及</u>						
V5 4 > -> 4 + 4 + 4 + 4 + 4 + 4 + 4 + 4 + 4 +							

会に提出しなければならない。

3 略

別記様式第9号(第12条関係)

資金返還免除申請書(別記様式第10号)を教育委員 び保証人と連署した鳥取県育英奨学資金返還免除申 請書(別記様式第10号)を教育委員会に提出しなけ ればならない。

3 略

別記様式第9号(第12条関係)

鳥取県育英奨学資金返還猶予申請書	鳥取県育英奨学資金返還猶予申請書
奨学生番号 第 号	奨学生番号 第 号
出身学校名	出身学校名
氏 名	氏 名
次のとおり奨学資金の返還の猶予を申請します。	次のとおり奨学資金の返還の猶予を申請します。
記	記
1 猶予期間 年 月 日より	1 猶予期間 年 月 日より
年 月 日まで	年 月 日まで
2 理 由	2 理 由
年 月 日	年 月 日
住所	住所
本人氏名	本 人 氏 名 ⑩
	住 所
	連帯保証人氏名
	住所
鳥取県教育委員会様	鳥取県教育委員会 様
添付書類	   添付書類
1 略	(1) 略
2 未就職の場合は、求職受付票の写し等	<u> </u>
3 生活保護を受けている場合は、生活保護受給	
証明書	
<u> </u>	(2) 略
5 失業による場合は、雇用保険受給資格証の写	<u> </u>
し等	
6 その他の理由による場合は、その事実を証す	   (3) その他の理由による場合は、その事実を記
る市町村長又は民生委員の証明書その他教育委	する市町村長又は民生委員の証明書
員会が適当と認める書類	/ J. 11 X. 11 X. 11 X X X X X X X X X X X X
XAN ZIC POV DENK	
別記様式第10号(第13条関係)	  別記様式第10号(第13条関係)
鳥取県育英奨学資金返還免除申請書	鳥取県育英奨学資金返還免除申請書
奨学生番号 第 号	奨学生番号 第 号
出身学校名	出身学校名
氏 名	氏 名
次のとおり奨学資金の返還の免除を申請します。	   次のとおり奨学資金の返還の免除を申請します。
記	記
2 返還済額 円	2 返還済額 円
3 返還免除を希望する額 円	3 返還免除を希望する額 円
4 理由	4 理由
年 月 日	年 月 日
住所	住所
THANKLAN (ATTANCE VARINGITIS ) FUZI	住 所
	<u>II.                                       </u>

	連帯保証人氏名	<b>(F)</b>
	住	
	保証人氏名	<b>(FI)</b>
鳥取県教育委員会 様	鳥取県教育委員会 様	
(注意) 略	(注意) 略	

附則

この規則は、公布の日から施行する。

## 教育委員会訓令

## 鳥取県教育委員会訓令第1号

教育委員会事務部局職員の任免発令規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成25年3月26日

鳥取県教育委員会委員長 中 島 諒 人

教育委員会事務部局職員の任免発令規程の一部を改正する訓令

教育委員会事務部局職員の任免発令規程(昭和44年鳥取県教育委員会訓令第4号)の一部を次のように改正す る。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後

改正前

(任免の発令の方法)

書又は第2号様式による昇給(昇格)・給与決定通 知書を職員に交付して行う。ただし、次の各号に掲 げる発令については、それぞれ当該各号に定める方 法をもってこれに代えることができる。

(任免の発令の方法)

第2条 職員の任免の発令は、第1号様式による辞令 第2条 職員の任免の発令は、第1号様式による辞令 書又は第2号様式による昇給(昇格)・給与決定通 知書を職員に交付して行う。ただし、行政組織の変 更による配置換え又は職名変更の発令については内 訓をもって、昇任 (職員の定年等に関する条例(昭 和59年鳥取県条例第1号) 第4条第1項の規定によ り引き続いて勤務している職員(以下「勤務延長職 員」という。) 又は地方公務員法(昭和25年法律第 261号) 第28条の4第1項、第28条の5第1項又は 第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用 された職員(以下「再任用職員」という。)が期限 又は任期の定めのない職員となる場合に併せて行わ れるものを除く。)、行政組織の変更によらない配 置換え(勤務延長職員又は再任用職員が期限又は任 期の定めのない職員となる場合に併せて行われるも のを除く。)、転任、出向、転職、兼職、兼務、事 務取扱、兼職解除、兼務解除、事務取扱解除、 遣、派遣期間更新、派遣解除、研修、研修解除、育 児短時間勤務承認、育児短時間勤務期間延長、育児 短時間勤務失効、育児短時間勤務取消又は育児短時 間勤務変更承認の発令については口頭による伝達を もって、昇給、昇格、降格又は給与決定の発令につ いては電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方 法であって、送信者の使用に係る電子計算機と受信 者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回 線を通じて送信することにより行うものをいう。 による伝達をもってこれに代えることができる。

(1) 行政組織の変更による配置換又は職名変更の

発令 内訓

- (2) 配置換、兼職、兼務、兼職解除若しくは兼務 解除(それぞれ個々に発令することが適当なもの に限る。) 又は派遣、派遣期間更新、派遣解除、 研修、研修解除、育児短時間勤務承認、育児短時 間勤務期間延長、育児短時間勤務失効、育児短時 間勤務取消若しくは育児短時間勤務変更承認 口 頭による伝達
- (3) 昇任(職員の定年等に関する条例(昭和59年 鳥取県条例第1号) 第4条第1項の規定により引 き続いて勤務している職員(以下「勤務延長職 員」という。) 又は地方公務員法 (昭和25年法律 第261号) 第28条の4第1項、第28条の5第1項若 しくは第28条の6第1項若しくは第2項の規定に より採用された職員(以下「再任用職員」とい う。)が期限又は任期の定めのない職員となる場 合に併せて行われるものを除く。)、配置換(前 2号に掲げるもの及び勤務延長職員又は再任用職 員が期限又は任期の定めのない職員となる場合に 併せて行われるものを除く。)、転任、出向、転 職、職名変更(第1号に掲げるものを除く。)、 兼職(前号に掲げるものを除く。)、兼務(前号 に掲げるものを除く。)、事務取扱、兼職解除若 しくは兼務解除(前号に掲げるものを除く。)、 事務取扱解除、昇給、昇格、降格又は給与決定の 発令 電磁的方法 (電子情報処理組織を使用する 方法であって、送信者の使用に係る電子計算機と 受信者の使用に係る電子計算機とを接続する電気 通信回線を通じて送信することにより行うものを いう。) による伝達

別表(第3条関係)

職員の任免の発令の 形式

第1 一般職の職員(臨 時的任用職員及び非常 勤職員を除く。)の場

1~15 略

16 免職(地方公務員 法第22条第1項の規 定による条件附採用 の期間にある職員 が、当該期間(延長 別表 (第3条関係)

職員の任免の発令の 形式

第1 一般職の職員(臨 時的任用職員及び非常 勤職員を除く。) の場

1~15 略

した場合は当該延長	1	
した期間を含む。)		
においてその職務を		
良好な成績で遂行し		
なかったため、免職		
<u>する場合)</u>		
第1項の規定による		
その職務を良好な成		
績で遂行しなかった		
<u>ので免職する</u>		
<u>17</u> 略	<u>16</u> 略	
<u>18</u> 略	<u>17</u> 略	
<u>19</u> 略	<u>18</u> 略	
<u>20</u> 略	<u>19</u> 略	
<u>21</u> 略	<u>20</u> 略	
<u>22</u> 略	<u>21</u> 略	
<u>23</u> 略	<u>22</u> 略	
<u>24</u> 略	<u>23</u> 略	
<u>25</u> 略	<u>24</u> 略	
<u>26</u> 略	<u>25</u> 略	
<u>27</u> 略	<u>26</u> 略	
<u>28</u> 略	<u>27</u> 略	
<u>29</u> 略	<u>28</u> 略	
<u>30</u> 略	<u>29</u> 略	
<u>31</u> 略	30 略	
32 略	<u>31</u> 略	
33 略	32 略	
34 略	33 略	
35 略	<u>34</u> 略 <u>35</u> 略	
<u>36</u> 略 <u>37</u> 略	35     略       36     略	
38 略	37 略	
39 略	38 略	
<u>40</u> 略	39 略	
<u>41</u> 略	<u>40</u> 略	
<u>42</u> 略	<u>41</u> 略	
	<u>42</u> 略	
	<u>43</u> 略	
	<u> </u>	
<u>47</u> 略	<u>46</u> 略	
<u>48</u> 略	<u>47</u> 略	
<u>49</u> 略	<u>48</u> 略	

50 略	 	40 m/z	 
		<u>49</u> 略	
<u>51</u> 略		<u>50</u> 略	
<u>52</u> 略		<u>51</u> 略	
<u>53</u> 略		<u>52</u> 略	
<u>54</u> 略		<u>53</u> 略	
<u>55</u> 略		<u>54</u> 略	
<u>56</u> 略		<u>55</u> 略	
<u>57</u> 略		<u>56</u> 略	
<u>58</u> 略 59 略		<u>57</u> 略 58 略	
<u>59</u> 略		<u>58</u> 略	
   第3 一般職の職員(臨		第3 一般職の職員(臨	
時的任用職員に限		時的任用職員に限	
る。) の場合		る。)の場合	
1 採用		1 採用	
臨時的任用職員	(ア) 職名又は職種名と	臨時的任用職員	(ア) 職名又は職種名と
((ア)) に任命	する。 (地方公務員の	((ア)) に任命	する。
する	育児休業等に関する法	する	
	律第6条第1項の規定		
	により採用される職員		
	(同項第2号に掲げる		
	臨時的任用に係るもの		
	に限る。以下「育休代		
	替職員」という。) の		
	場合には「 (…) (育		
	休代替)」とする。)		
日給円を給する	○採用前提の臨時的任用	日給円を給する	
	職員(臨時的任用職員		
	<u>のうち、職員の採用試</u>		
	験に合格し又は選考に		
	よる採用が決定してい		
	る職員をいう。以下同		
	じ。) の場合には「…		
	<u>…職級号給相</u>		
	当額を給する」とす		
#1 74 A 12 7	<u>る。</u>	#1 <del>74 1</del> 1 12 7	
勤務を命ずる		勤務を命ずる	
<u>(イ)を命ずる</u>	○採用前提の臨時的任用		
	職員の場合に限る。 (イ) 聯タトナス		
<b>在田田田は 左 ロ</b>	<u>(イ) 職名とする。</u>	任用期間は…年…月	
任用期間は…年…月 …日までとする		任用期間は…年…月 …日までとする	
2 期間更新(任用期		2 期間更新(任用期	
2 期间更新(住用期 間を更新する場合)		2 期间更新(任用期 間を更新する場合)	
同で史材りの場合)		刊で史制 9 る場合)	

……年……月……日 まで任用期間を更新

新しない

任用期間満了後は更 ○育休代替職員及び採用 前提の臨時的任用職員 の場合を除く。

3 略

4 給与改定(給与の 額を変更する場合)

日給……円を給する ○採用前提の臨時的任用 職員以外の臨時的任用 職員の場合に限る。

5 略

第4 特別職の職員の場 合

1~5 略

6 育児休業承認(地 方公務員の育児休業 等に関する法律第2 条第1項の規定に準 じて育児休業を承認 する場合)

> <u>…年…月…日まで育</u> 児休業を承認する

7 育児休業期間延長 (地方公務員の育児 休業等に関する法律 第3条第1項の規定 に準じて育児休業の 期間の延長をする場 合)

育児休業の期間を… 年…月…日まで延長 する

- 8 育児休業失効(地 方公務員の育児休業 等に関する法律第5 条第1項の規定に準 じて育児休業の承認 が効力を失う場合) 育児休業の承認は失 <u>効した</u>
- 9 育児休業取消(地 方公務員の育児休業 等に関する法律第5

……年……月……日 まで任用期間を更新 任用期間満了後は更 新しない

3 略

4 給与改定(給与の 額を変更する場合) 日給……円を給する

5 略

第4 特別職の職員の場 合

1~5 略

条第2項の規定に準			
じて育児休業の承認			
を取り消す場合)			
育児休業の承認を取			
<u>り消す</u>			
<u>10</u> その他			
第1の例による			
	1	!	

附則

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

#### 鳥取県教育委員会訓令第2号

鳥取県教育委員会事務処理権限規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成25年3月26日

鳥取県教育委員会委員長 中 島 諒 人

鳥取県教育委員会事務処理権限規程の一部を改正する訓令

鳥取県教育委員会事務処理権限規程(平成22年鳥取県教育委員会訓令第2号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(代決)	(代決)

についての代決は、正当決裁権者があらかじめ定め る職員が行うことができるほか、次の表の第1欄及 び第2欄の区分に応じて、それぞれ当該第3欄に掲 げる第1順位者が行い、正当決裁権者及び第1順位 者がともに不在のときは、それぞれ当該第4欄に掲 げる第2順位者が行うことができる。

組織		正当決 裁権者	第1順位者	第2順位者
1 本	广	教育長	教育次長又	主務課長等
			<u>は</u> 次長	
		課長等	参事、室長	主務係長
			又は主務課	(係長のう
			長補佐 (課	ち、担当業
			長補佐のう	務における
			ち、担当業	上席の職員
			務における	をいう。)
			上席の職員	
			をいう。)	
2	教育センタ	所長	副所長	主務課長
教育	Ţ			
機関	略			
	埋蔵文化財	所長	次長	主務室長又
	センター			は主務係長
				(室に置か
				れる係長を
				除く。)
	略			
略				
2 略				

第6条 別表第1の各項の表の事項の欄に掲げる事項 第6条 別表第1の各項の表の事項の欄に掲げる事項 についての代決は、正当決裁権者があらかじめ定め る職員が行うことができるほか、次の表の第1欄及 び第2欄の区分に応じて、それぞれ当該第3欄に掲 げる第1順位者が行い、正当決裁権者及び第1順位 者がともに不在のときは、それぞれ当該第4欄に掲 げる第2順位者が行うことができる。

	組織	正当決 裁権者	第1順位者	第2順位者
1 本	广	教育長	次長	主務課長等
		課長等	主務課長補	主務係長等
			佐等 (課長	(係長 <u>及び</u>
			補佐及びこ	これに相当
			れに相当す	<u>するもの</u> の
			<u> るもの</u> のう	うち、担当
			ち、担当業	業務におけ
			務における	る上席の職
			上席の職員	員 を い
			をいう。)	う。)
2	教育センタ	所長	<u>次長</u>	主務課長
教育	<u> </u>			
機関	略			
	埋蔵文化財	所長	次長	主務室長又
	センター			は主務係長
				(室に置か
				れる <u>係の</u> 係
				長を除
				< 。)
	略			
略				

2 略

別表第1 (第3条、第4条、第6条-第8条関係)  $1 \sim 7$  略

別表第2(第9条-第12条、第14条、第16条関係)

共通事項

		車級	カルギ田	按
事項		事務処理権限の区分		
		教	専	委
		育	決	任
		長	権	決
			者	裁
種類	内容			権
				者
			課	課
			長	長
			等	等
略				
八 任免、手当等	略			
に関する事	2 児童手当の受		0	
務(事務部局職	給資格及びその			
員に係るものに	額の決定(本庁			
限る。)	組織の職員に係			
	るものに限			
	る。)			
	略			
略				

別表第3 (第9条-第12条、第14条、第16条関係) 1~12 略

別表第4 (第10条-第12条、第14条、第16条関係) 共通事項

				事務処			
事項		<b>事項</b>			理権限		
		区分	}				
				専	委		
				決	任		
				権	決		
			者	裁			
種類	内容		権				
					者		
				所	所		
				長	長		
				等	等		
一 服務、研修及	断	各					
び手当等に関す	5	児童	<u>〔手当</u> の受給資		0		

別表第1

 $1 \sim 7$  略

別表第2

共通事項

The state of the s	Œ	事務処理権		
争-	事項		限の区分	
		教	専	委
		育	決	任
		長	権	決
			者	裁
種類	内容			権
				者
			課	課
			長	長
			等	等
略				
八 任免、手当等	略	•	•	•
に関する事	2 子ども手当の		0	
務(事務部局職	受給資格及びそ			
員に係るものに	の額の決定(本			
限る。)	庁組織の職員に			
	係るものに限			
	る。)			
	略			
略				

別表第3

1~12 略

共通事項

別表第4

事務処 理権限 事項 区分 専 委 決 任 権 決 裁 種類 内容 権 者 所 所 長 長 等 等 服務、研修及 略

び手当等に関す 5 子ども手当の受給

る事務(教育局 格及びその	)額の決定	る事務(教育局	資格及びその額の決		
及び学校以外の		及び学校以外の	定		
教育機関(本庁 略		教育機関(本庁	略		
組織を除く。以		組織を除く。以			
下この表におい		下この表におい			
て「教育局等」		て「教育局等」			
という。)に係		という。)に係			
るものに限		るものに限			
る。)		る。)			
略		略			
- FH		гн			
別表第 5 <u>(第10条-第12条、第14条、</u>	第16冬悶係) 및	川表第5			
	<u></u>	<u>1</u> <u>各教育局</u>			
	lr-	1 行教自用		事務	: <i>h</i> п.
		Ī	事項	理権	
		-	# <i>*</i> 2	区分	
				専	委
				決	任
				権	決
		TENT.	4-2-	者	裁
		種類	内容		権
					者
				所	所
				長	長
				等	等
	-	一 子ども手当に	1 子ども手当の受給		0
		関する事務(市	資格及びその額の決		
		町村立学校教職	定		
		員に係るものに			
		限る。)			
<u>1</u> 略	-	<u>2</u> 略			
<u>2</u> 略		<u>3</u> 略			
<u>3</u> 略		<u>4</u> 略			
<del></del>		5 略			

附則

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。